

認定看護師教育機関審査要項  
特定行為研修を組み込んでいる教育課程  
(B 課程教育機関)

2019 年

公益社団法人 日本看護協会

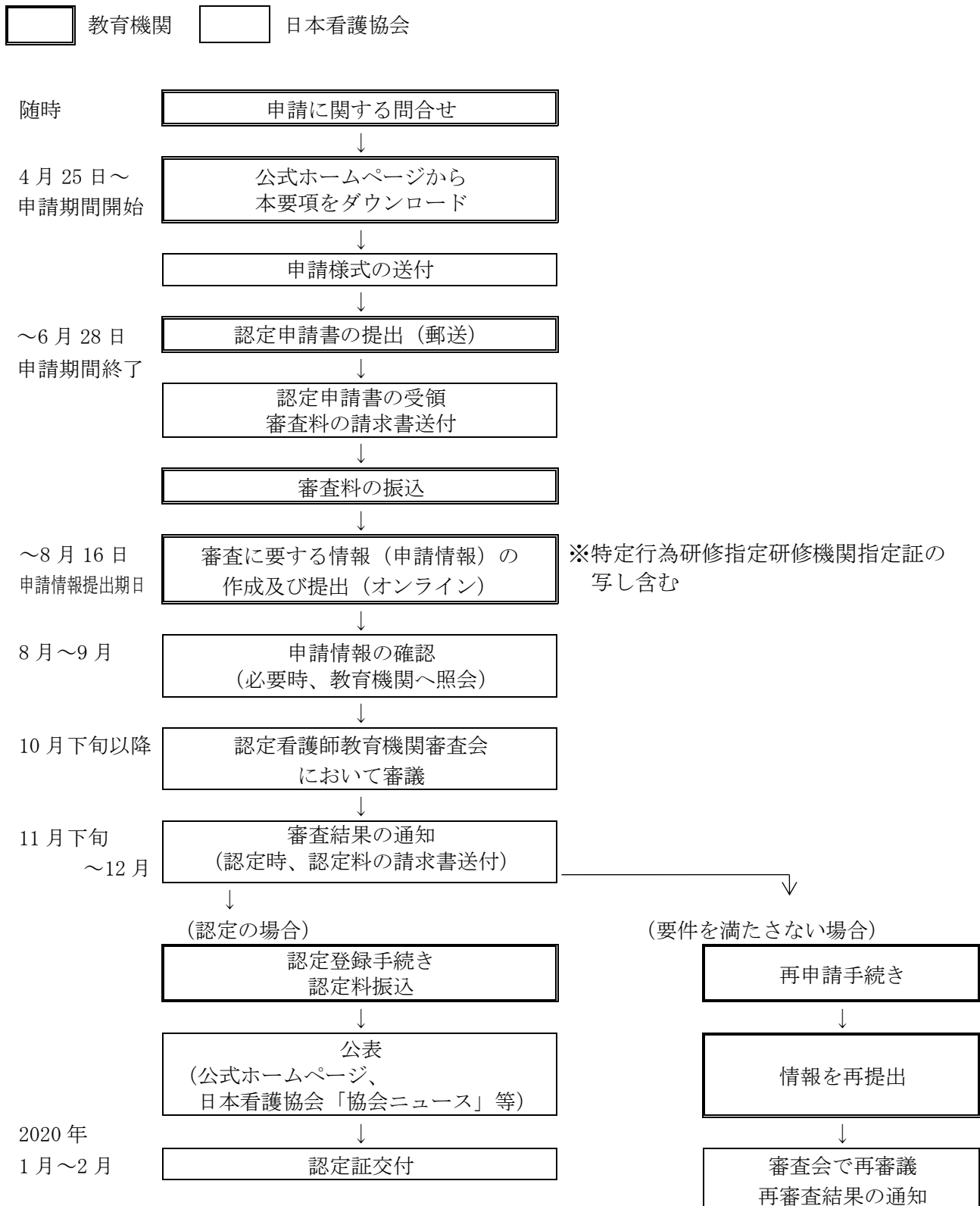
2019 年 3 月 26 日

## 目次

I.	認定看護師教育機関審査の流れ	1
II.	認定看護師教育機関審査の実施要領	2
III.	認定看護師教育機関審査の申請方法	3
IV.	申請書の送付先及び問合せ先	3
V.	個人情報保護方針	3
別添 1-1	認定看護師教育機関認定の要件	4
別添 1-2	認定看護師教育基準カリキュラム運用基準	9
別添 1-3	合同講義の実施基準	11
別添 1-4	e-ラーニングの実施基準	12
別添 1-5	認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び 実習施設の医療実績に関する報告事項	13
別添 1-6	特定看護分野の実務研修内容の基準 (特定看護分野における看護実績及び教育課程入学時に望まれる勤務状況)	27
別添 2	認定看護師教育機関審査の料金	30
別添 3	認定看護師教育機関審査の提出資料	31
参考	公益社団法人日本看護協会 認定看護師制度規程 (抜粋)	32

## I. 認定看護師教育機関審査の流れ

## 【認定審査】



※特定行為研修指定研修機関に申請中の場合、指定証の交付後、その写しを提出してください。  
 認定看護師教育機関の認定登録及び認定証の交付は、指定証の写しの確認後となります。

## II. 認定看護師教育機関審査の実施要領

### 【認定審査】

認定看護師制度規程第 18 条に基づき、認定看護師を養成するために必要な基準を満たしている教育機関を認定看護分野の教育課程ごとに認定看護師教育機関として認定する。

#### 1) 審査内容及び審査方法

教育機関が認定看護師制度規程第 19 条 2 項に基づく「教育機関認定の要件（別添 1-1：P. 4～8）」を満たしているか審査する。審査は、申請内容を基に認定看護師教育機関審査会（以下、教育機関審査会）が行う。

#### 2) 審査結果

(1) 教育機関審査会は、教育機関認定の要件を満たしている教育機関を、認定看護師教育機関として認定する。

(2) 教育機関審査会は、条件（※1）を付した上で教育機関として認定する場合がある（条件付き認定）。

(3) 認定、条件付き認定のいずれの場合も、改善要望として付帯事項（※2）を付記する場合がある。

※1：条件：教育機関認定の要件に該当し、満たすことが必須である事項

※2：付帯事項：教育機関認定の要件に該当しないが満たすことが望まれる事項や、検討することにより更に適切な運営になると考えられる事項

(4) 審査結果は文書にて通知する。

#### 3) 再申請手続き

教育機関認定の要件を満たしていないと判定された教育機関は、再申請を行うことができる。

#### 4) 登録及び認定証の交付

日本看護協会は、認定された教育機関を、認定看護師教育機関名簿に登録し認定証を交付する。

※認定看護師教育機関としての有効期間は、名簿に登録された日（以下、名簿登録日）から 7 年経過した日が属する年度末までです。

#### 5) 公表

日本看護協会は、認定看護師教育機関名簿に登録した教育機関を公式ホームページで公表する。

※申請書提出後は、「認定申請中」であることを明記すれば、申請者の責任において研修者募集のための広報等を実施可能です。

### Ⅲ. 認定看護師教育機関審査の申請方法

#### 1. 申請期間

2019年4月25日（木）～6月28日（金）

#### 2. 申請情報提出期日

2019年8月16日（金）締切

#### 3. 申請方法

##### 1) 認定申請書送付

申請期間内に、公印押印の上、認定部宛に郵送する。

※認定申請書の教育機関名は、認定証作成時に使用するため正式名称を記載してください。

##### 2) 申請情報の提出

様式1～11に必要事項を入力し、添付資料、提出資料チェックリスト（連絡票）とともに提出期日内に提出する。

※「認定看護師教育機関審査 提出資料」（別添3：P.31）をご参照ください。

※作成上の注意事項等については、「申請様式・添付資料作成の手引き」をご参照ください。

##### 2) 審査料振込

申請後、日本看護協会から送付される審査料の請求書に記載の金額を、指定の口座に振り込む。

※「認定看護師教育機関審査の料金」（別添2：P.30）をご参照ください。

### Ⅳ. 申請書の送付先及び問合せ先

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2 日本看護協会 認定部 認定看護師教育機関担当 電話番号 03-5778-8546（平日 9：00～17：30） E-mail cn@nurse.or.jp
--

### Ⅴ. 個人情報保護方針

日本看護協会における個人情報保護方針に準ずる。

URL：<http://www.nurse.or.jp/privacy/index.html>

## 別添 1-1

## 認定看護師教育機関認定の要件

認定看護師教育機関（教育課程）として認定されるためには、次の各項目に定める要件をすべて満たしていなければならない。また、既に認定された機関が、他の認定看護分野の教育課程を開設する場合は、その都度教育機関（教育課程）の認定審査を受けなければならない。

なお、この要件は教育機関審査会によって適宜見直されるが、申請受付から審査完了までに要件の変更があった場合には、原則として申請受付時の要件に基づいて審査する。

項目	要件
I. 教育組織	1. 認定看護師教育課程として主体的な運営が可能となるよう組織内で適切に位置づけられていること。 1) 設置主体が大学の場合は、基礎教育と明確に区別するため大学直属または学部から独立した組織とする。 2) 設置主体が医療機関の場合は、院内教育と明確に区別するため医療機関直属または看護部から独立した組織とする。 2. 運営責任者が明確であり、教育課程運営のための規程等が整備されていること。
II. 教育理念及び教育目的	1. 教育理念及び教育目的が明確であり、認定看護師の教育機関として適切であること。 2. 開設する課程は、認定看護師制度規程第2条の規定により認定看護分野として認められていること。
III. 教育課程 1. カリキュラム	1) 認定看護師の教育を均質にするため、『認定看護師教育基準カリキュラム運用基準』（別添 1-2 : P.9）を遵守すること。
2. 臨地実習  （特定行為研修共通科目・区分別科目の実習は該当しない）	1) 臨地実習は、その認定看護分野の認定看護師教育基準カリキュラムのねらいに基づき目的や目標、内容や方法、評価が明確であり、その認定看護分野において熟練した看護技術と知識を修得するに相応しいものであること。 2) 実習施設、実習指導体制は以下を満たすこと。ただし、見学実習のみを行う施設は適用外とする。 (1) 実習施設の要件 ①認定看護分野に関する医療・看護の実績があり、臨地実習に必要な事例数を確保できること。（別添 1-5 : P.13～26） ②認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件を満たしていること。（別添 1-5 : P.13～26） (2) 実習指導体制の要件 ①実習施設の指導体制 a. 1施設当たりの研修者の配置人数は複数とし、実習指導者1人当たりの研修者の受け持ち数は、2～3名程度とすることが望ましい。 b. 実習指導者は、その実習施設に所属する当該認定看護分野の認定看護師*であること。特定行為研修を修了していることが望ましい。ただし、分野特定からの期間が短い等の理由で、その分野の認定看護師を実習指導者として確保できない場合には、その分野での経験が5年以上あり、当該分野の熟練した実践能力を有する者であること。 *分野再編に伴い分野名に変更があった認定看護分野の場合、変更前の認定看護分野を含む。 c. 実習指導者は、実習期間中、専任であること。なお、専任とは以下の体制を指す。

項目	要件
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実習期間中、一貫して研修者の実習指導を実施できる。</li> <li>・実習指導は、実習時間内に実施できる。</li> <li>・日々の実習において、研修者へ十分に対応できる。</li> </ul> <p>d. 以下に示す者は実習指導者になることはできない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修者本人</li> <li>・主任教員、専任教員</li> </ul> <p>②教育機関の指導体制</p> <p>a. 主任・専任教員が担当し定期的に対面での指導を行うこと。</p> <p>b. 実習施設数が多く主任・専任教員のみで対面による指導が十分に行えず、非常勤講師が補完的に実習指導にあたる場合には、非常勤講師は専任教員要件（V-1-2）：P.6）と同等の能力を有する者であること。</p> <p>3) 臨地実習は、研修者本人が所属する施設では行わないこと。ただし、2) (1) 実習施設の要件、及び (2) 実習指導体制の要件を満たし、実習指導者が特定行為研修を修了した当該認定看護分野の認定看護師の場合は、研修者本人が所属する施設で行うことができる。</p> <p>4) 実習施設選定にあたっての留意点</p> <p>(1) 研修者の負担とならないよう、実習施設の地理的条件を考慮すること。</p> <p>(2) 遠隔地の実習施設を選定する場合においても、定期的に主任または専任教員による対面での指導が行われるよう指導体制や指導方法を調整すること。</p> <p>(3) 実習施設の設置主体が一定の団体や企業に偏らないこと。</p>
3. 教育期間	<p>1) 教育期間は1年以内、原則として連続（集中）した昼間の教育であること。</p> <p>2) 平日の夜間、土・日曜日等の（分散した）教育も可とする。ただし、実習は昼間の集中した教育であること。</p>
4. その他	<p>1) 研修者及び教職員に適用されるハラスメント防止に関する規程及び組織があり、研修者等に周知していること。また、対応体制を整備し適切に運営していること。</p> <p>2) 研修者が開講年度内に修了できるよう適切な対応に努めること。また、休講または閉講する場合は、未修了者への特段の配慮を行うこと。</p> <p>3) 入学審査料、入学金、受講料等の他、研修者の自己負担となる全ての費用（実習費等）を研修者に周知していること。</p>
IV. 研修者 1. 入学要件	<p>教育機関の入学要件は、以下の各項目を遵守すること。</p> <p>1) 日本国の看護師免許を有する。</p> <p>2) 上記の免許取得後、通算5年以上実務研修（そのうち通算3年以上は特定の看護分野の実務研修）をしていること。『特定看護分野の実務研修内容の基準』（別添1-6：P.27～29）を満たすこと。</p> <p>3) 編入学者*の入学要件は、2)と同様とする。</p> <p>4) 特定行為研修受講者*の受け入れ要件は、各教育機関の裁量とする。</p> <p>*編入学者：特定行為研修を修了しており、認定看護師教育を受けるために入学する者</p> <p>*特定行為研修受講者：認定看護師教育課程を修了しており、特定行為研修の受講を希望する者</p>

項目	要件
2. 入学者選考	1) 教育機関は、入学審査時に入学要件について書類審査を行うこと。 2) 特定の看護分野の実務研修施設は、当該分野の認定看護師が勤務している施設を基本とするが、当該分野の認定看護師がいない場合であっても、書類審査により『特定看護分野の実務研修内容の基準』（別添 1-6：P. 27～29）を満たすと認められた場合は、研修施設とみなすことができる。 3) 実務研修について、フルタイム勤務でない場合には、1,800 時間以上の勤務時間をもって1年相当とみなす。 4) 倫理上の観点から、入学選抜時の申請書類に健康診断書の提出を義務付けないこと。 5) 入学者選考時には辞退等を考慮し、定員の1割増を限度として合格とすることができる。 6) 入学者選考に対する開示請求の対応を明確にし、受験者に周知していること。
3. 修了要件	教育課程の修了要件は、以下の各項目を遵守すること。 1) 当該分野の認定看護師教育基準カリキュラムで定める全教科目（共通科目、認定看護分野専門科目、特定行為研修区分別科目、統合演習、臨地実習）において、各教科目の履修すべき時間数の5分の4以上を出席し、かつ教育機関の定める各教科目の試験に合格すること。 2) 教育機関の定める修了試験に合格すること。
4. 修了試験	1) 修了試験の範囲は、当該分野の認定看護師教育基準カリキュラムで定める全教科目（共通科目、認定看護分野専門科目、特定行為研修区分別科目、統合演習、臨地実習）を含むこと。 2) 修了試験には認定看護師教育基準カリキュラム外に設定した教科目等は含めないこと。 3) 修了試験は内容と方法が明確であり、認定看護師に求められる能力を習得したかを確認するため、認定看護師教育基準カリキュラムの「期待される能力」に基づき評価すること。
V. 教員 1. 教員	1) 主任教員の資格 以下のいずれかに該当していること。特定行為研修を修了していることが望ましい。 (1) 看護系大学大学院修士課程以上を修了し、その認定看護分野において高度な看護実践力を有する者（その認定看護分野における最近の臨床実践経験があることが望ましい）。 (2) 当該分野の認定看護師、または当該分野に関連する専門看護師の資格を有し、かつ、その認定看護分野において高度な教育上の能力を有する者（その認定看護分野における教育経験があることが望ましい）。 (3) 上記 (1) (2) と同等以上の能力を有する者。 2) 専任教員の資格 以下のいずれかに該当していること。特定行為研修を修了していることが望ましい。 (1) 当該分野の認定看護師、または当該分野に関連する専門看護師の資格を有し、かつ、その認定看護分野において教育上の能力があると認められる者（その認定看護分野における教育経験があることが望ましい）。 (2) 上記と同等以上の能力が認められる者。



項目	要件
	3) 非常勤講師について (1) 当該分野の認定看護師、または当該分野に関連する専門看護師の資格を有する者を含むことが望ましい。 (2) 講師1人当たりの担当する時間数が適切であること。また担当する教科目が教育上効果的であるよう配慮されることが望ましい。 (3) 1つの教科目を複数の講師で担当する場合は、講義内容に重複や不足がないよう十分調整すること。
2. 配置	1) 主任教員は認定看護分野ごとに1名を置くこと。 2) 主任教員は、専任教員を兼務することができる。 3) 専任教員は、定員数30人までは、2人以上とすること。以下、定員数が15人増すごとに1人を増員する。なお、定員には特定行為研修受講者を含めない。 4) 専任教員は開講期間中、教育機関の専従とすること。また、教育課程運営準備等の活動ができるよう、開講期間の前後に専従期間を確保することが望ましい。土・日曜日等の分散開講の場合、開講日は専任教員が専従していること。開講日以外については、受講者の相談等に対応できる体制を整えること。 5) 主任及び専任教員は、3年程度継続できる者が望ましい。
VI. 委員会 1. 入試委員会	1) 入試の実施に関することを審議するため、専任教員等によって構成された入試委員会が設置されており、その運営が適切に行われていること。 2) 入学選抜における公平性の観点から、以下の構成とすること。 (1) 当該教育機関内委員と当該教育機関外委員で構成し、いずれかに当該領域の専門家である大学教育者が含まれることが望ましい。 (2) 当該教育機関内委員は、当該課程の全ての主任・専任教員を含むこと。 (3) 当該教育機関外委員は2名以上とする。当該分野の認定看護師または看護実践者を含むこと。 (4) 開設機関と同一設置主体に所属する委員は、当該教育機関内委員とみなすこと。 (5) 選抜時の公平性を保つため、医療機関の看護部長相当以上の役職にある者を含めないこと。 (6) 団体組織において強い権限をもつ職位の者は除くこと。 (7) 設置主体が病院である場合、当該教育機関内委員の人数が当該教育機関外委員の人数を上回らないこと。
2. 教員会	1) 教育活動に関することを審議するため、専任教員等によって構成された教員会が設置されており、その運営が適切に行われていること。 2) 複数の教育課程を開講している場合、教育機関の運営方針の統一を図るため、全課程を含んだ一つの教員会組織とすること。 3) 教育機関運営における公平性の観点から、以下の構成とすること。なお、教員会と特定行為研修指定研修機関の管理委員会の構成員は兼任することができる。 (1) 当該教育機関内委員と当該教育機関外委員で構成し、いずれかに当該分野の認定看護師または看護実践者を含むこと。医療機関の看護管理者、当該領域の専門家である大学教育者や都道府県看護協会の役職員等、様々な立場の委員が含まれることが望ましい。 (2) 当該教育機関内委員は、全課程の全ての主任・専任教員を含むこと。 (3) 当該教育機関外委員は2名以上とすること。 (4) 開設機関と同一設置主体に所属する委員は、当該教育機関内委員とみなすこと。 (5) 設置主体が病院である場合、当該教育機関内委員の人数が当該教育機関外委員の人数を原則として上回らないこと。

項目	要件
VII. 教育施設 1. 教育施設	<p>教育施設や設備は以下の各項目に沿ったものであり、認定看護師の教育環境として適切であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 複数の教育課程があり、開講期間が同じ場合には教育課程ごとに専用の教室を確保すること。</li> <li>2) 演習や実習が円滑に実施できる専用の部屋があることが望ましい。</li> <li>3) 教育上必要な器械器具・模型等があること。</li> <li>4) 教育上必要な図書・学術雑誌が系統的に整理された図書室がある。また、検索システムが整備されていること。</li> <li>5) 研修者が専用で使用できる情報機器（パソコン）があること。</li> </ol>
2. 組織	<p>教員以外の職員は、認定看護師教育課程の専任者であることが望ましい。</p>
VIII. 収支	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 教育機関の運営に必要な経費や、管理・維持の方法が明確であり、経理が適切に行われていること。</li> <li>2) 教員の自己研鑽のための予算を確保していること。</li> </ol>
IX. 特定行為研修 指定研修機関 の指定等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特定行為研修指定研修機関（以下、指定研修機関）の指定を受けていること。ただし、特定行為研修について指定研修機関と連携する場合*は、この限りではない。</li> <li>2) 特定行為研修指定研修機関の指定申請中であっても、認定看護教育機関の認定申請をすることができる。</li> </ol> <p>*特定行為研修に該当する教科目全てを連携先の指定研修機関で実施する場合は指定研修機関の協力施設に該当しないが、当該教科目を認定看護師教育機関と連携先の指定研修機関で分担して実施する場合は指定研修機関の協力施設として登録が必要となる。</p>

## 別添 1-2 認定看護師教育基準カリキュラム運用基準

認定看護師教育基準カリキュラム（以下、「教育基準カリキュラム」）は、認定看護師教育機関の教育を均質にし、また、研修者が研修期間内に認定看護師に必要な知識・技術を習得できるよう構成したものである。カリキュラム及び講義計画の作成にあたっては、各認定看護分野の教育基準カリキュラムに基づき、以下のとおり遵守する。

1. 教育基準カリキュラムで使用している以下の文言は変更しない。
  - 1) 目的、期待される能力
  - 2) 科目名（共通科目、認定看護分野専門科目、特定行為研修区分別科目、統合演習、臨地実習）
  - 3) 教科目名
  - 4) 教科目の順序
  - 5) 各教科目のねらい
  - 6) 各教科目の単元・学習内容  
 [学習内容に関する考え方]
    - ・指定の学習内容の他に、必要に応じて教育機関の裁量で追加してもよい。
    - ・単元に学習内容の指定がない場合は、教育機関の裁量とする。
  
2. 時間数は、以下を満たすものとする。
  - 1) 教育基準カリキュラムに定める共通科目、認定看護分野専門科目、特定行為研修区分別科目、統合演習及び臨地実習は、それぞれの規定の時間数を満たしていること。
  - 2) 教育基準カリキュラムに定める総時間数を超える場合は、研修者に負担とならないよう配慮すること。  
 [各教科目の時間数及びコマ数に関する考え方]
    - ・運営上 45 分を 1 時間とみなし、90 分を 1 コマ 2 時間として計算する。
    - ・原則、講義 30 時間は 2 時間の授業を 15 コマ、講義 15 時間は 2 時間の講義を 8 コマ実施する。
 ※特定行為研修は実時間（60 分を 1 時間とする）を適用しているが、認定看護師教育はみなし時間（45 分を 1 時間とみなす）を適用しているため、教育基準カリキュラムには特定行為研修に該当する全ての教科目について、みなし時間に換算した時間数を記載している。
  
3. 授業形態及び評価方法は、以下を満たすものとする。
  - 1) 特定行為研修に該当する教科目（共通科目の「指導」「相談」「看護管理」を除く教科目、特定行為研修区分別科目）では、教育基準カリキュラムに定める授業形態、評価方法を遵守していること。
  - 2) 共通科目の「指導」「相談」「看護管理」、認定看護分野専門科目の授業形態は、特に指定のない限り、教育機関の裁量とする。評価方法は、筆記試験、レポート、実技試験等による評価のいずれでもよい（筆記試験、レポート、実技試験等の併用も可能）。  
 [試験時間・試験回数に関する考え方]
    - ・試験時間は各教科目の規定時間を含めず、別途、試験時間を設けて行う。
    - ・各教科目の試験時間は 90 分を超えない。
    - ・各教科目の試験は 1 回とする。
  
4. 教育基準カリキュラムに定められていない教科目・単元を実施する場合は、以下を満たすものとする。
  - 1) 教育基準カリキュラムに定められていない教科目を実施する場合は選択制とし、その修得は修了要件に含まないこと。また、教育基準カリキュラム外の教科目を設定する場合は、シラバス等にその旨を明記すること。
  - 2) 教育基準カリキュラムに定められていない単元を実施する場合は、当該教科目の規定時間内に含めず、その修得は修了要件に含まないこと。また、教育基準カリキュラム外の単元を設定する場合は、シラバス等にその旨を明記すること。
  
5. 異なる分野間での合同講義は、『合同講義の実施基準』（別添 1-3：P. 11）を満たすものとする。
  
6. e-ラーニングを利用する場合は、『e-ラーニングの実施基準』（別添 1-4：P. 12）を満たすものとする。

## 【教科目名及び時間数】

	教科目名	時間数 (単位数)
共通科目 (必修)	臨床病態生理学*	40
	臨床推論*	45
	臨床推論：医療面接*	15
	フィジカルアセスメント：基礎*	30
	フィジカルアセスメント：応用*	30
	臨床薬理学：薬物動態*	15
	臨床薬理学：薬理作用*	15
	臨床薬理学：薬物治療・管理*	30
	疾病・臨床病態概論*	40
	疾病・臨床病態概論：状況別*	15
	医療安全学：医療倫理*	15
	医療安全学：医療安全管理*	15
	チーム医療論 (特定行為実践)*	15
	特定行為実践*	15
	指導	15
	相談	15
	看護管理	15
認定看護分野専門科目 (必修)	(認定看護分野ごとに定める)	225 時間以内
特定行為研修区分別科目* (必修)	(認定看護分野ごとに定める)	22 時間以上
統合演習 (必修)	(認定看護分野ごとに定める)	15 時間以上
臨地実習 (必修)	(認定看護分野ごとに定める)	150 時間以上

\*特定行為研修に該当する教科目

注意点：

- 1) 認定看護師教育基準カリキュラムの改正は、今後検討する。
- 2) 共通科目および各認定看護分野の認定看護師教育基準カリキュラムは下記 URL 参照。  
URL：[http://nintei.nurse.or.jp/nursing/qualification/cn\\_curriculum\\_b](http://nintei.nurse.or.jp/nursing/qualification/cn_curriculum_b)  
(現在、厚生労働省において特定行為研修に関する省令の一部を改正する省令案についてパブリックコメントを実施しており、公布日（施行日）は2019年4月下旬が予定されています。認定看護師教育基準カリキュラム（B課程認定看護師教育機関）には、特定行為研修に関する内容も含まれるため、当該カリキュラムの公表は厚生労働省による公布日以降となります）

## 別添 1-3

## 合同講義の実施基準

合同講義の実施は、認定看護師教育基準カリキュラムに基づき、以下のとおりとする。

1. 共通科目は合同講義を認める。
  - ・講義・演習・実習いずれも可。
2. 認定看護分野専門科目で合同講義が実施可能な内容については、制度委員会が別に定める。  
現在、合同講義が実施可能な内容は、以下の通り。
  - 1) がん関連分野の共通学習内容  
(緩和ケア・がん放射線療法看護分野・がん薬物療法看護分野・乳がん看護分野)
  - 2) 新生児・小児関連分野の共通学習内容  
(新生児集中ケア分野・小児プライマリケア分野)  
詳細は、下記 URL 参照。  
URL : [http://nintei.nurse.or.jp/nursing/qualification/cn\\_curriculum\\_b](http://nintei.nurse.or.jp/nursing/qualification/cn_curriculum_b)
3. 特定行為研修区分別科目は、同一科目の合同講義を認める。
  - ・講義・演習・実習いずれも可。ただし、患者に対する実技を行う実習を除く。
4. 統合演習は、ケースレポートの発表会の合同講義を認める。

別添 1-4

e-ラーニングの実施基準

1. e-ラーニングの活用は、十分な学習効果が得られる教科目または単元で行う。
2. 認定看護師教育基準カリキュラムの内容を遵守する。
3. 教科目のねらいの達成に向け、集合教育と同等の学習効果が得られる水準の教材（コンテンツ）とする。
4. 研修者の学習を促進するため、以下の学習管理体制を整える。
  - 1) 教科目ごとの履修状況や理解度に応じた支援を行う。
  - 2) 反復学習が可能である。
  - 3) 学習内容やシステムの操作・トラブル等の質問に対応が可能である。
5. 研修者同士の意見交換の機会を確保することが望ましい。

※特定行為研修に該当する教科目（共通科目のうち「指導」「相談」「看護管理」を除く教科目と特定行為研修区分別科目）は、厚生労働省が定める特定行為研修の要件に準じること。

## 別添 1-5

**認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び  
実習施設の医療実績に関する報告事項  
(感染管理)**

## 〔要件〕

実習施設は、以下の要件を満たすこと。

実習施設の要件（全分野共通事項）
○当該認定看護分野に関する医療・看護の実績があり、臨地実習に必要な事例数を確保できること
実習施設の要件（分野別指定事項）
○感染管理に関する組織的活動（サーベイランスを含む）を行っていること ○感染防止対策加算 1 に関する施設基準を満たしていること ○抗菌薬適正使用支援加算、感染防止対策地域連携加算に関しては、施設基準を満たしていることが望ましい

## 〔報告事項〕

実習施設の医療実績は、以下の項目について報告する。

項目	内容
1) 年間の事例数	行っているサーベイランスの種類とコンサルテーションの事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	感染管理認定看護師数 感染症看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	感染症専門医またはインфекションコントロールドクター（ICD）の有無
4) 専門外来や専門病棟	—
5) 当該分野に関連した専門チーム	感染対策チーム及び抗菌薬適正使用支援チームのミーティング、ラウンドの有無とその年間回数
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	感染防止対策加算 1、抗菌薬適正使用支援加算、感染防止対策地域連携加算に関する施設基準の届出の有無

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 1-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」（P. 4～5）

## 別添 1-5

**認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び  
実習施設の医療実績に関する報告事項  
(がん放射線療法看護)**

## 〔要件〕

実習施設は、以下の要件を満たすこと。

実習施設の要件（全分野共通事項）
○当該認定看護分野に関する医療・看護の実績があり、臨地実習に必要な事例数を確保できること
実習施設の要件（分野別指定事項）
○がん診療連携拠点病院または日本放射線腫瘍学会の認定施設が望ましい

## 〔報告事項〕

実習施設の医療実績は、以下の項目について報告する。

項目	内容
1) 年間の事例数	体外照射と小線源治療の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	がん放射線療法看護認定看護師数 がん看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医（放射線科専門医、核医学専門医等）、認定医、診療放射線技師の有無
4) 専門外来や専門病棟	放射線療法を中心に行う病棟・外来の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	がん放射線療法を受ける患者に関わる医療チームの有無
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	医療機器安全管理料、及び外来放射線治療加算に関する施設基準の届出の有無 がん診療連携拠点病院の指定の有無 日本放射線腫瘍学会からの施設認定の有無

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 1-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」(P. 4～5)



## 別添 1-5

**認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び  
実習施設の医療実績に関する報告事項  
(がん薬物療法看護)**

## 〔要件〕

実習施設は、以下の要件を満たすこと。

実習施設の要件（全分野共通事項）
○当該認定看護分野に関する医療・看護の実績があり、臨地実習に必要な事例数を確保できること
実習施設の要件（分野別指定事項）
○がん薬物療法に専門的な知識と経験をもつ医師と、がん化学療法看護認定看護師（がん薬物療法看護認定看護師）がいること

## 〔報告事項〕

実習施設の医療実績は、以下の項目について報告する。

項目	内容
1) 年間の事例数	がん薬物療法を行った事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	がん薬物療法看護認定看護師数あるいはがん化学療法看護認定看護師数、がん看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医または認定医、がん薬物療法専門薬剤師、がん薬物療法認定薬剤師の有無
4) 専門外来や専門病棟	がん薬物療法を中心に行う病棟・外来の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	—
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	がん診療連携拠点病院（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療拠点病院）、地域がん診療病院、特定領域がん診療拠点病院の指定の有無

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 1-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」(P. 4～5)

## 別添 1-5

**認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び  
実習施設の医療実績に関する報告事項  
(緩和ケア)**

## 〔要件〕

実習施設は、以下の要件を満たすこと。

実習施設の要件（全分野共通事項）
○当該認定看護分野に関する医療・看護の実績があり、臨地実習に必要な事例数を確保できること。
実習施設の要件（分野別指定事項）
○緩和ケア病棟入院料、または、緩和ケア診療加算に関する施設基準を満たしている

## 〔報告事項〕

実習施設の医療実績は、以下の項目について報告する。

項目	内容
1) 年間の事例数	ホスピス・緩和ケア病棟、在宅等の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	がん性疼痛看護認定看護師数、緩和ケア認定看護師数 当該分野に関連する専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医または認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	ホスピス・緩和ケア病棟・外来等の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	定期的に活動している緩和ケアチームの有無
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	緩和ケア病棟入院料、または緩和ケア診療加算に関する施設基準の届出の有無

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 1-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」(P. 4～5)

## 別添 1-5

**認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び  
実習施設の医療実績に関する報告事項  
(クリティカルケア)**

## 〔要件〕

実習施設は、以下の要件を満たすこと。

実習施設の要件（全分野共通事項）
○認定看護分野に関する医療・看護の実績があり、臨地実習に必要な事例数を確保できること
実習施設の要件（分野別指定事項）
○クリティカルケア看護に必要な機器等を含む設備が整っていること ○院内トリアージ実施料を算定している施設、特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たしている施設であることが望ましい

## 〔報告事項〕

実習施設の医療実績は、以下の項目について報告する。

項目	内容
1) 年間の事例数	救急外来及び緊急入院の事例数、ICU・CCU等の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	救急看護認定看護師数、集中ケア認定看護師数、クリティカルケア認定看護師数、急性・重症患者看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	クリティカルケア領域の専門医または認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	救急外来やICU・CCU等の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	呼吸ケアチームの有無
6) 医療機器の設備	人工呼吸器、補助循環装置等
7) その他（施設基準の届出など）	院内トリアージ実施料、特定集中治療室管理料、救命救急入院料に関する施設基準の届出の有無

注：「－」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 1-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」(P. 4～5)

## 別添 1-5

**認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び  
実習施設の医療実績に関する報告事項  
(小児プライマリケア)**

## 〔要件〕

実習施設は、以下の要件を満たすこと。

<b>実習施設の要件（全分野共通事項）</b>
○当該認定看護分野に関する医療・看護の実績があり、臨地実習に必要な事例数を確保できること
<b>実習施設の要件（分野別指定事項）</b>
○病院の場合、医療的ケア児の退院支援を行う部門もしくは人員がいること ○診療所の場合、実習指導者は当該認定看護分野の認定看護師、もしくは、当該分野での経験が5年以上あり、熟練した実践能力を有する者であること

## 〔報告事項〕

実習施設の医療実績は、以下の項目について報告する。

項目	内容
<b>〔病院の場合〕</b>	
1) 年間の事例数	一般外来及び救急外来における小児の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	小児救急看護認定看護師数 小児プライマリケア認定看護師数 小児看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医または認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	救急外来や専門病棟等の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	小児を対象とした退院支援チーム、虐待対応チーム、呼吸ケアチームの有無
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	—
<b>〔診療所の場合〕</b>	
1) 年間の事例数	小児の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	小児救急看護認定看護師数 小児プライマリケア認定看護師数 小児看護専門看護師数
3) 専門医または認定医数	—
4) 専門外来や専門病棟	—
5) 当該分野に関連した専門チーム	—
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	—

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 1-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」(P. 4～5)

## 別添 1-5

**認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び  
実習施設の医療実績に関する報告事項  
(新生児集中ケア)**

## 〔要件〕

実習施設は、以下の要件を満たすこと。

実習施設の要件（全分野共通事項）
○当該認定看護分野に関する医療・看護の実績があり、臨地実習に必要な事例数を確保できること
実習施設の要件（分野別指定事項）
○新生児特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たしていること ○新生児・小児の退院支援を行う部門もしくは人員がいること

## 〔報告事項〕

実習施設の医療実績は、以下の項目について報告する。

項目	内容
1) 年間の事例数	NICU の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	新生児集中ケア認定看護師数 小児看護専門看護師数 母性看護専門看護師数 NCPR のインストラクター数
3) 専門医または認定医数	関連する領域の専門医または認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	NICU、GCU、フォローアップ外来等の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	新生児・小児を対象とした退院支援チームの有無
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	新生児特定集中治療室管理料、または総合周産期特定集中治療室管理料、入退院支援加算 3 に関する施設基準の届出の有無 NICU 病床数（新生児特定集中治療室の病床数または総合周産期特定集中治療室の病床数）

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 1-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」(P. 4～5)

## 別添 1-5

**認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び  
実習施設の医療実績に関する報告事項  
(心不全看護)**

## 〔要件〕

実習施設は、以下の要件を満たすこと。

<b>実習施設の要件（全分野共通事項）</b>
○当該認定看護分野に関する医療・看護の実績があり、臨地実習に必要な事例数を確保できること
<b>実習施設の要件（分野別指定事項）</b>
○在宅医療（訪問看護ステーションなど）の場合、実習指導者は当該認定看護分野の認定看護師、もしくは、当該分野での経験が5年以上あり、熟練した実践能力を有する者であること

## 〔報告事項〕

実習施設の医療実績は、以下の項目について報告する。

項目	内容
<b>〔病院の場合〕</b>	
1) 年間の事例数	心不全患者の事例数（入院患者数・外来受診者数）
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	慢性心不全看護認定看護師数 心不全看護認定看護師数 慢性疾患看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医・認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	専門外来や専門病棟の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	心不全看護分野に関連した専門チームの有無
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	—
<b>〔在宅医療（訪問看護ステーションなど）の場合〕</b>	
1) 年間の事例数	心不全患者の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	慢性心不全看護認定看護師数 心不全看護認定看護師数 慢性疾患看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	—
4) 専門外来や専門病棟	—
5) 当該分野に関連した専門チーム	—
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	—

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 1-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」(P. 4～5)

## 別添 1-5

**認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び  
実習施設の医療実績に関する報告事項  
(摂食嚥下障害看護)**

## 〔要件〕

実習施設は、以下の要件を満たすこと。

実習施設の要件（全分野共通事項）
○当該認定看護分野に関する医療・看護の実績があり、臨地実習に必要な事例数を確保できること
実習施設の要件（分野別指定事項）
○摂食機能療法を算定している実績がある ○摂食嚥下障害看護に必要な機器等を含む設備が整っている

## 〔報告事項〕

実習施設の医療実績は、以下の項目について報告する。

項目	内容
1) 年間の事例数	摂食嚥下障害看護を行った事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	摂食・嚥下障害看護認定看護師数 摂食嚥下障害看護認定看護師数 当該分野に関連する専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医または認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	脳血管障害、神経・筋疾患の患者を対象とした病棟、摂食嚥下障害に関する専門外来の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	栄養サポートチーム、摂食嚥下チームの有無とそのミーティング及びラウンドの年間回数
6) 医療機器の設備	嚥下造影検査装置、嚥下内視鏡検査機器等の有無
7) その他（施設基準の届出など）	摂食機能療法、栄養サポートチーム加算、経口摂食回復促進加算に関する施設基準の届出の有無

注：「－」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 1-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」(P. 4～5)

## 別添 1-5

**認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び  
実習施設の医療実績に関する報告事項  
(糖尿病看護)**

## 〔要件〕

実習施設は、以下の要件を満たすこと。

実習施設の要件（全分野共通事項）
○当該認定看護分野に関する医療・看護の実績があり、臨地実習に必要な事例数を確保できること
実習施設の要件（分野別指定事項）
○糖尿病合併症管理料及び透析予防指導管理料に関する施設基準を満たしていること

## 〔報告事項〕

実習施設の医療実績は、以下の項目について報告する。

項目	内容
1) 年間の事例数	糖尿病患者の入院数・外来受診者数等の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	糖尿病看護認定看護師数 慢性疾患看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医または認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	糖尿病の治療を中心に行う病棟・外来等の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	—
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	糖尿病合併症管理料、及び透析予防指導管理料に関する施設基準の届出の有無

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 1-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」（P. 4～5）



## 別添 1-5

**認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び  
実習施設の医療実績に関する報告事項  
(乳がん看護)**

## 〔要件〕

実習施設は、以下の要件を満たすこと。

実習施設の要件（全分野共通事項）
○当該認定看護分野に関する医療・看護の実績があり、臨地実習に必要な事例数を確保できること
実習施設の要件（分野別指定事項）
○乳がんに関する手術件数が年間 30 件以上あること ○乳がんに対する手術療法、化学療法、放射線療法を施設内で実施していること

## 〔報告事項〕

実習施設の医療実績は、以下の項目について報告する。

項目	内容
1) 年間の事例数	乳がん患者の事例数 乳がんに関する手術件数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	乳がん看護認定看護師数 がん看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医または認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	乳がんの治療を中心に行う病棟・外来等の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	—
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	乳がんに対する手術療法、化学療法、放射線療法実施の有無

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 1-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」(P. 4～5)

## 別添 1-5

**認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び  
実習施設の医療実績に関する報告事項  
(認知症看護)**

## 〔要件〕

実習施設は、以下の要件を満たすこと。

<b>実習施設の要件（全分野共通事項）</b>
○当該認定看護分野に関する医療・看護の実績があり、臨地実習に必要な事例数を確保できること
<b>実習施設の要件（分野別指定事項）</b>
○認知症の人の治療・看護に専門的な知識と経験をもつ医師や認定看護師がいること
○高齢者の入居・入所施設の場合、実習指導者は当該認定看護分野の認定看護師、もしくは、当該分野での経験が5年以上あり、熟練した実践能力を有する者であること

## 〔報告事項〕

実習施設の医療実績は、以下の項目について報告する。

項目	内容
<b>〔病院の場合〕</b>	
1) 年間の事例数	認知症の人の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	認知症看護認定看護師数 老人看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医または認定医、認知症の人の診療について十分な経験と知識のある専任の常勤医師の有無
4) 専門外来や専門病棟	認知症看護を中心に行う病棟・外来の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	認知症ケアに関連した専門チームの有無
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	認知症ケア加算 1 または 2 に関する施設基準の届出の有無
<b>〔高齢者の入居・入所施設の場合〕</b>	
1) 年間の事例数	認知症の人の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	認知症看護認定看護師数 老人看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	—
4) 専門外来や専門病棟	—
5) 当該分野に関連した専門チーム	—
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	—

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 1-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」(P. 4～5)

## 別添 1-5

**認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び  
実習施設の医療実績に関する報告事項  
(脳卒中看護)**

## 〔要件〕

実習施設は、以下の要件を満たすこと。

実習施設の要件（全分野共通事項）
○当該認定看護分野に関する医療・看護の実績があり、臨地実習に必要な事例数を確保できること
実習施設の要件（分野別指定事項）
○急性期及び回復期の臨地実習に必要な事例数を確保できること (1つの施設で確保することが困難な場合は、急性期及び回復期の施設をそれぞれ組み合わせることも可)

## 〔報告事項〕

実習施設の医療実績は、以下の項目について報告する。

項目	内容
1) 年間の事例数	脳卒中、脳卒中リハビリテーションの事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	脳卒中リハビリテーション看護認定看護師数 脳卒中看護認定看護師 慢性疾患看護専門看護師数 急性・重症患者看護専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医または認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	SCU、リハビリテーション施設の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	—
6) 医療機器の設備	—
7) その他（施設基準の届出など）	脳卒中ケアユニット入院管理料、脳血管疾患等リハビリテーション料、排尿自立支援管理料に関する施設基準の届出の有無

注：「—」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 1-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」(P. 4～5)

## 別添 1-5

**認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び  
実習施設の医療実績に関する報告事項  
(皮膚・排泄ケア)**

## 〔要件〕

実習施設は、以下の要件を満たすこと。

実習施設の要件（全分野共通事項）
○当該認定看護分野に関する医療・看護の実績があり、臨地実習に必要な事例数を確保できること
実習施設の要件（分野別指定事項）
○創傷・オストミー・失禁に関する専門外来や専門病棟があることが望ましい ○創傷・オストミー・失禁に関する専門チームがあることが望ましい ○地域・在宅への訪問看護・指導を実施していることが望ましい

## 〔報告事項〕

実習施設の医療実績は、以下の項目について報告する。

項目	内容
1) 年間の事例数	創傷・オストミー・失禁の事例数
2) 当該分野認定看護師と当該分野に関連する専門看護師数	皮膚・排泄ケア認定看護師数 当該分野に関連する専門看護師数
3) 専門医または認定医	関連する領域の専門医または認定医の有無
4) 専門外来や専門病棟	創傷・オストミー・失禁に関する専門外来や専門病棟の有無
5) 当該分野に関連した専門チーム	創傷・オストミー・失禁に関する専門チームの有無
6) 医療機器の設備	皮膚・排泄ケアに必要な用品の有無 (陰圧閉鎖療法機器、ストーマ用品、創傷被覆材、体圧分散用具等)
7) その他（施設基準の届出など）	褥瘡ハイリスク患者ケア加算、在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の届出の有無、排尿自立指導料に関する施設基準の届出の有無、人工肛門・人工膀胱造設前処置加算、下肢末梢動脈疾患指導管理加算、糖尿病合併症管理料、在宅患者訪問褥瘡管理指導料 等

注：「－」の項目は、報告不要。各事項の報告には、報告する年の前年度実績を用いること。

※全分野共通の実習施設および実習指導者の要件等については、以下をご確認ください。

別添 1-1：認定看護師教育機関認定の要件の「Ⅲ. 教育課程-2. 臨地実習」(P. 4～5)

## 別添 1-6

## 特定看護分野の実務研修内容の基準

## (特定の看護分野における看護実績及び教育課程入学時に望まれる勤務状況)

感染管理	<p>1) 通算 3 年以上、感染管理に関わる下記のような活動実績を有すること。</p> <p>①最新知見や自施設のサーベイランスデータ等に基づいて、自身が中心となって実施したケアの改善実績</p> <p>②医療施設において、医療関連感染サーベイランス（血流感染、尿路感染、肺炎、手術部位感染）について計画から実施・評価まで担当した実績</p> <p>2) 上記①の実績を 1 事例以上有すること。②の実績は 1 事例以上有することが望ましい。</p> <p>3) 現在、医療施設等において、専従または兼務として携わっていることが望ましい。</p>
がん放射線療法看護	<p>1) 通算 3 年以上、がん放射線療法を受けている患者の多い病棟・外来・在宅ケア領域における看護実績を有すること。</p> <p>2) がん放射線療法を受けている患者の看護を 5 例以上担当した実績を有すること。</p> <p>3) 現在、がん放射線療法を受けている患者の多い病棟・外来で勤務していることが望ましい。</p>
がん薬物療法看護	<p>1) 通算 3 年以上、がん薬物療法を受けている患者の多い病棟・外来・在宅ケア領域における看護実績を有すること。</p> <p>2) がん薬物療法を受けている患者の看護を 5 例以上担当した実績を有すること。</p> <p>3) がん薬物療法薬の経静脈投与管理の実績が 1 例以上あることを必須とする。</p> <p>4) 現在、がん薬物療法を受けている患者の多い病棟・外来で勤務していることが望ましい。</p>
緩和ケア	<p>1) 通算 3 年以上、緩和ケアを受ける患者の多い病棟、または在宅ケア領域での看護実績を有すること。</p> <p>2) 緩和ケアを受ける患者を 5 例以上担当した実績を有すること。</p> <p>3) 現在、緩和ケアを受ける患者の多い病院、または在宅ケア領域で勤務していることが望ましい。</p>
クリティカルケア	<p>1) 通算 3 年以上、クリティカルケア部門（救急・集中治療部門等。ただし、手術室・NICU は除く）での看護実績を有すること。</p> <p>2) 疾病、外傷、手術などにより高度な侵襲を受けた患者の看護を 5 例以上担当した実績（生命維持装置（人工呼吸器等）を装着した患者の看護を 1 例以上含む）を有すること。</p> <p>3) 現在、クリティカルケア部門で勤務していることが望ましい。</p> <p>4) 救急蘇生（二次救命処置等）に関する知識・技術を有することが望ましい。</p>
小児プライマリケア	<p>1) 通算 3 年以上、小児看護分野または救急看護分野での看護実績を有すること。</p> <p>2) 小児患者・家族の看護を 5 例以上担当した実績を有すること。</p> <p>3) 人工呼吸器及び気管カニューレを装着している小児の看護を経験していることが望ましい。</p> <p>4) 現在、小児の看護に携わっていることが望ましい。</p>

## 別添 1-6

**特定看護分野の実務研修内容の基準**  
**(特定の看護分野における看護実績及び教育課程入学時に望まれる勤務状況)**

新生児集中ケア	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 通算 3 年以上、新生児集中ケア部門での看護実績を有すること。</li> <li>2) ハイリスク新生児の生後 1 週間以内における集中ケア及び親・家族の看護を 5 例以上担当した実績（ハイリスク新生児の退院支援を 1 例以上含む）を有すること。</li> <li>3) 現在、ハイリスク新生児のケアを行う部門で勤務していることが望ましい。</li> <li>4) 新生児の蘇生に関する知識・技術を有することが望ましい。</li> </ol>
心不全看護	<ol style="list-style-type: none"> <li>5) 通算 3 年以上、心不全患者の多い病棟での看護実績を有すること（その間、外来、在宅ケア部門での看護実績を含んでよい）。</li> <li>6) 心不全の増悪期から回復期にある患者の看護を 5 例以上担当した実績を有すること。</li> <li>7) 現在、心不全患者の多い病棟或いは外来、在宅ケア部門で勤務していることが望ましい。</li> <li>8) 救急蘇生（二次救命処置等）に関する知識・技術を有することが望ましい。</li> </ol>
摂食嚥下障害看護	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 通算 3 年以上、摂食嚥下障害患者が多い保健医療福祉施設、または在宅ケア領域での看護実績を有すること。</li> <li>2) 摂食嚥下障害患者を 5 例以上担当した実績を有すること。</li> <li>3) 現在、摂食嚥下障害患者の看護に携わっていることが望ましい。</li> </ol>
糖尿病看護	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 通算 3 年以上、糖尿病患者の多い病棟、または外来・在宅ケア領域での看護実績を有すること。</li> <li>2) インスリン療法を行っている糖尿病患者または糖尿病合併症を有する患者の看護を、合わせて 5 例*以上担当した実績（外来または在宅ケア領域での療養支援を 1 例以上含む）を有すること。</li> <li>3) 現在、糖尿病患者の多い病棟・外来・在宅ケア領域で勤務していることが望ましい。</li> <li>4) 糖尿病および糖尿病療養支援に関する知識を有し、糖尿病教室や公開講座などの患者教育を実施した実績があることが望ましい。</li> </ol> <p>*10 例以上の経験があることが望ましい。ただし、教育課程への提出事例は 5 例でよい。</p>
乳がん看護	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 通算 3 年以上、乳がん患者の多い病棟または外来等での看護実績を有すること。</li> <li>2) 乳がん患者の看護を 5 例以上担当した実績を有すること。</li> <li>3) 現在、乳がん患者の看護に携わっていることが望ましい。</li> </ol>
認知症看護	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 通算 3 年以上、認知症の人の多い施設（在宅ケア領域を含む）での看護実績を有すること。</li> <li>2) 認知症の人の看護を 5 例以上担当した実績を有すること。</li> <li>3) 現在、認知症の人の多い医療・福祉施設（在宅ケア領域を含む）等で認知症の人の看護実践に携わっていることが望ましい。</li> </ol>

## 別添 1-6

## 特定看護分野の実務研修内容の基準

(特定の看護分野における看護実績及び教育課程入学時に望まれる勤務状況)

脳 卒 中 看 護	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 通算 3 年以上、脳卒中患者の多い部署での看護実績を有すること。</li> <li>2) 脳卒中患者の看護を 5 例以上担当した実績を有すること。</li> <li>3) 現在、脳卒中患者の多い施設等で勤務していることが望ましい。</li> </ol>
皮 膚 ・ 排 泄 ケ ア	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 通算 3 年以上、皮膚・排泄ケア領域における看護実績を有すること。</li> <li>2) 皮膚・排泄ケア領域における看護を 5 例以上担当した実績を有すること。ただし、創傷、ストーマ、排泄管理の事例を各 1 例以上含むこと。</li> <li>3) 現在、皮膚・排泄ケア領域における看護を行う臨床現場に勤務していることが望ましい。</li> </ol>

## 別添 2

## 認定看護師教育機関審査の料金

1. 教育機関認定 \*外税表示。なお、税込表示は、消費税 10%を反映

・ 審査料	: 238,000 円 (税込 261,800 円) /1 教育課程
・ 再審査料	: 47,000 円 (税込 51,700 円) /1 教育課程
・ 認定料	: 95,000 円 (税込 104,500 円) /1 教育課程

2. 教育機関認定確認

・ 申請料	: 142,000 円 (税込 156,200 円) /1 教育課程
・ 再確認申請料	: 47,000 円 (税込 51,700 円) /1 教育課程

3. 教育機関認定更新

・ 審査料	: 190,000 円 (税込 209,000 円) /1 教育課程
・ 再審査料	: 47,000 円 (税込 51,700 円) /1 教育課程
・ 認定料	: 95,000 円 (税込 104,500 円) /1 教育課程

4. 減免要件

- 1) 審査料及び申請料

同時に 2 課程以上を申請する場合には、2 課程目から以下の料金を適用する。

- ・ 認定 (審査料) 190,000 円 (税込 209,000 円) /1 教育課程
- ・ 認定確認 (申請料) 95,000 円 (税込 104,500 円) /1 教育課程
- ・ 認定更新 (審査料) 95,000 円 (税込 104,500 円) /1 教育課程

- 2) 認定料

同時に 2 課程以上を申請する場合には、2 課程目から以下の料金を適用する。

- ・ 認定 (認定料) 47,000 円 (税込 51,700 円) /1 教育課程
- ・ 認定更新 (認定料) 47,000 円 (税込 51,700 円) /1 教育課程

- 3) 上記 1. 2. 3. について、以下の①から③のいずれかひとつに該当する場合は、審査料及び申請料の 50%を減額する。ただし、いずれの場合も再審査料、再確認申請料、認定料は減免されない。

- ①申請時において対象分野が新規分野特定されてから 5 年以内の場合
- ②申請時において対象分野を開講している教育機関が 2 機関未満の場合
- ③対象分野の認定看護師数が教育機関所在地の本会法人地区ブロックで 20 名未満の場合

- 4) 現行の教育機関が新たな制度の教育機関へ移行する場合には、以下の料金を適用する。

(ただし、現行の教育機関が、現在認定されている分野と同じ分野又は現行分野が含まれる統合分野へ移行する場合に限る)

- ・ 再審査料 47,000 円 (税込 51,700 円) /1 教育課程



## 別添 3

## 認定看護師教育機関審査の提出資料

作成上の注意事項等については、「申請様式・添付資料作成の手引き」を確認すること。

## 【提出資料一覧】

提出資料			提出方法
認定申請書			郵送
様式 1	教育理念・教育目的	※1	所定の様式に 入力の上、教育 機関審査・申請 システム上に 提出
様式 2	開講予定		
様式 3	主任・専任教員履歴書	※1	
様式 4	主任・専任教員リスト	※1	
様式 5	非常勤講師リスト	※1	
様式 6-1	実習施設の概要（臨地実習：看護実践実習施設）	※1	
様式 6-2	実習施設の概要（臨地実習：見学実習施設）	※1	
様式 7	実習施設リスト（臨地実習）		
様式 8-1	入試委員会委員リスト	※1	
様式 8-2	入試委員会運営の概要	※1	
様式 9-1	教員会委員リスト	※1	
様式 9-2	教員会運営の概要	※1	
様式 10-1	教育施設①（設備・職員）	※1	
様式 10-2	教育施設②（図書室蔵書数等）	※1	
様式 11	収支		
添付資料 1	組織図	※2	
添付資料 2	教育機関の学則・細則	※2	
添付資料 3	教育課程運営に関する規則	※2	
添付資料 4	履修要項		
添付資料 5	シラバス		
添付資料 6	実習要項（臨地実習）		
添付資料 7	入試委員会規程	※2	
添付資料 8	教員会規程	※2	
添付資料 9	募集要項等		
添付資料 10	修了要件・試験方法等が明示されている文書		
添付資料 11	ハラスメント防止に関する規程	※2	
添付資料 12	その他添付資料	※3	
添付資料 13	指定研修機関指定証の写し		
提出資料チェックリスト（連絡票）			

※1 現在認定されている教育機関が特定行為研修を教育課程に組み込んでいる認定看護師教育機関へ認定申請する場合、前回審査時の申請内容を活用可能

※2 現在認定されている教育機関が特定行為研修を教育課程に組み込んでいる認定看護師教育機関へ認定申請する場合、前回審査時の申請内容から変更がない場合は提出不要

※1 ※2 とともに、現在認定されている認定看護分野と同一、または当該認定看護分野が含まれる統合分野への申請に限る。

※3 必要に応じて提出

## 参考 公益社団法人日本看護協会 認定看護師制度規程（抜粋）

## 公益社団法人日本看護協会 認定看護師制度規程

## 第 5 章 認定看護師教育機関の認定等

## （認定審査の申請）

第 18 条 認定看護師を養成する教育機関は、本会の認定を受けなければならない。

2 認定看護師教育機関は、次に掲げるとおり区分する。

（1）保健師助産師看護師法第 37 条の 2 に規定されている特定行為研修（以下「特定行為研修」という。）を教育課程に組み込んでいない認定看護師教育機関（以下「A 課程認定看護師教育機関」という。）

（2）特定行為研修を教育課程に組み込んでいる認定看護師教育機関（以下「B 課程認定看護師教育機関」という。）

3 教育機関が本会の認定を受けようとする場合には、認定看護師教育機関審査会に対し、申請書及び添付資料その他の認定看護師教育機関審査会が定める書類等（以下この章において「申請書等」という。）を認定看護分野ごとに提出し、認定看護師教育機関審査会が毎年 1 回実施する審査を受けなければならない。

4 教育機関が申請することができる認定看護分野は、別表で定めるとおりとする。

5 第 3 項の審査を受ける教育機関は、理事会が別に定める審査料を納入しなければならない。会長は、理事会が要件等を定めている場合には、要件等を満たしている教育機関の審査料を減免することができる。

## （審査要件）

第 19 条 認定看護師教育機関に関する審査要件は、次に掲げるとおりとする。ただし、A 課程認定看護師教育機関については、第 7 号は適用しないものとする。

（1）教育理念及び教育目的に関する事項

（2）カリキュラムに関する事項

（3）入学要件及び修了要件に関する事項

（4）教員の資格及び配置に関する事項

（5）入試委員会及び教員会など協議機関に関する事項

（6）教育及び実習施設など学習環境に関する事項

（7）特定行為研修指定研修機関に関する事項

（8）収支に関する事項

2 前項各号における審査要件の具体的内容については、常務理事会において別に定めるものとする。

## （認定）

第 20 条 認定看護師教育機関審査会は、前条で定める要件を満たしている教育機関について、認定看護師教育機関として認定する。

2 認定看護師教育機関審査会は、認定看護師教育機関として認定した教育機関を会長に報告する。

3 認定看護師教育機関として認定を受けた教育機関は、理事会が別に定める認定料を納入しなければならない。会長は、理事会が要件等を定めている場合には、要件等を満たしている教育機関の認定料を減免することができる。

4 認定看護師教育機関として認定を受けた教育機関が前項の認定料を納入した場合には、会長は、当該教育機関を認定看護師教育機関名簿に登録し、公式ホームページにおいて公表する。認定看護師教育機関名簿に関しては、次に掲げるとおりとする。

（1）認定看護師教育機関名簿は、A 課程認定看護師教育機関及び B 課程認定看護師教育機関ごとに作成する。

（2）2019 年 7 月 14 日までに資格を取得した認定看護師教育機関については、2019 年 7 月 15 日付けで A 課程認定看護師教育機関名簿に登録する。

5 認定看護師教育機関としての資格は、会長が認定看護師教育機関名簿に登録した日（以下この章において「名簿登録日」という。）から取得する。

6 前項で定める資格の有効期間は、名簿登録日から 7 年経過した日が属する年度末までとする。

## （認定証）

第 21 条 会長は、認定看護師教育機関名簿に登録した認定看護師教育機関に対して、認定証を交付する。

## (認定確認)

- 第22条 認定看護師教育機関は、第19条で定めた要件を満たしていることについて、教育課程開講の翌年度に認定看護師教育機関審査会の確認（以下「認定確認」という。）を受けなければならない。
- 2 認定看護師教育機関が認定確認を受けようとする場合には、認定看護師教育機関審査会に対し、申請書等を認定看護分野ごとに提出しなければならない。
  - 3 認定確認を受ける認定看護師教育機関は、理事会が別に定める申請料を納入しなければならない。会長は、理事会が要件等を定めている場合には、当該要件等を満たしている認定看護師教育機関の申請料を減免することができる。
  - 4 認定確認は、書類の確認及び実地調査その他の認定看護師教育機関審査会が定める方法により行う。
  - 5 認定看護師教育機関審査会は、認定確認の結果を会長に報告する。

## (認定更新)

- 第23条 資格の有効期間が満了する認定看護師教育機関は、期間満了前に資格の更新（以下「認定更新」という。）を受けなければならない。
- 2 認定看護師教育機関が認定更新を受けようとする場合には、認定看護師教育機関審査会に対し、申請書等を認定看護分野ごとに提出しなければならない。
  - 3 認定更新を申請する認定看護師教育機関は、理事会が別に定める審査料を納入しなければならない。会長は、理事会が要件等を定めている場合には、当該要件等を満たしている認定看護師教育機関の審査料を減免することができる。
  - 4 認定看護師教育機関の認定更新に関する審査は、書類審査及び実地調査その他の認定看護師教育機関審査会が定める方法により行う。
  - 5 認定看護師教育機関審査会は、前項の審査を実施し、第19条で定める要件を満たしている認定看護師教育機関について、認定更新を認める。
  - 6 認定看護師教育機関審査会は、認定更新の結果を会長に報告する。
  - 7 認定更新を認められた認定看護師教育機関は、理事会が別に定める認定料を納入しなければならない。会長は、理事会が要件等を定めている場合には、当該要件等を満たしている認定看護師教育機関の認定料を減免することができる。
  - 8 認定看護師教育機関が前項の認定料を納入した場合には、会長は、認定看護師教育機関名簿を更新するとともに、新たな認定証を交付する。

## (教育課程の開講)

- 第24条 認定確認及び認定更新を受けようとする認定看護師教育機関は、各手続における申請時において、申請を行おうとする教育課程を開講していなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、認定更新の対象年度に休講を予定している場合には、第20条第6項で定める資格の有効期間を延長することができる。
  - 3 前項により資格を延長することができる期間は、認定看護師教育機関審査会が決定する。
  - 4 前2項により資格の有効期間の延長を認めた場合には、認定看護師審査会は、延長を認めた教育機関及びその期間について会長に報告する。

## (資格喪失)

- 第25条 認定看護師教育機関が、次のいずれかに該当する場合には、認定看護師教育機関としての資格を喪失する。

- (1) 認定看護師教育機関がその資格を返上したとき
- (2) 認定更新を受けなかったとき

## (取消し)

- 第26条 認定看護師教育機関が、次のいずれかに該当する場合には、制度委員会及び認定看護師教育機関審査会における審議を経て、会長は認定の取消しその他の必要な処分を行うことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき
- (2) 第19条で定めた要件のいずれかを満たさなくなったとき
- (3) 認定確認を受けなかったとき
- (4) 一定期間開講していないとき

- 2 認定看護師教育機関の認定取消しに必要な事項については、常務理事会において別に定める。

全文は下記 URL 参照

<http://nintei.nurse.or.jp/nursing/wp-content/uploads/2019/03/PDF1-CNAkitei201903.pdf>